

議事日程(第5号)

平成28年9月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第66号 平成28年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第73号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 請願第1号 海岸漂着物対策にかかる財政支援措置の堅持を求める請願書
- 日程第4 議案第80号 財産取得契約の締結について
- 日程第5 議案第81号 和解について
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第6号 海岸漂着物対策にかかる財政支援措置の堅持を求める意見書

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第66号 平成28年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第73号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 請願第1号 海岸漂着物対策にかかる財政支援措置の堅持を求める請願書
- 日程第4 議案第80号 財産取得契約の締結について
- 日程第5 議案第81号 和解について
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第6号 海岸漂着物対策にかかる財政支援措置の堅持を求める意見書

---

出席議員(20名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 春田 新一君 | 2番 小島 徳重君 |
| 3番 入江 有紀君 | 4番 船越 洋一君 |
| 5番 淵上 清君  | 6番 脇本 啓喜君 |
| 7番 黒田 昭雄君 | 8番 小田 昭人君 |

9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	梅野 浩二君	主任	洲河 直樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	桐谷 雅宣君
教育長	永留 和博君
総務部長	豊田 充君
総務課長	有江 正光君
しまづくり推進部長	阿比留勝也君
観光交流商工部長	俵 輝孝君
市民生活部長	根メ 英夫君
福祉保険部長	仁位 孝良君
健康づくり推進部長	福井 順一君
農林水産部長	西村 圭司君
建設部長	佐伯 廣教君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	須川 善美君
中対馬振興部長	平山 祝詞君
上対馬振興部長	園田 俊盛君

美津島行政サービスセンター所長	神宮 喜仁君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	多田 幸喜君
消防長	永留 弘和君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

報告します。国県道路等整備促進特別委員会の脇本副委員長から、副委員長及び委員の辞任の申し出があり、議長がこれを許可しております。なお、副委員長の後任に大浦委員が選任されておりますので、報告いたします。

○議員（10番 波田 政和君） 議長、発言の許可を求めます。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和議員。

○議員（10番 波田 政和君） ただいまの議長の脇本議員さんの話が出ましたが、この特別委員会にしても、何しても、皆さんで話し合いをしながら決めた問題に関して、議長の報告だけでは、ちょっと不十分過ぎるわけです。

なぜ、そのようになったのですか。そこまでを説明してくれませんか。

○議長（堀江 政武君） 一身上の都合によりということでありました。それ以上のことは聞いておりません。10番、波田政和議員。

○議員（10番 波田 政和君） あのですね、議長さん。あなたの資質が問われますよ、そんなこと言ったら。なぜかと言うと、議長さんというのは、いいですか。進行係してるんじゃないんです。いろんな諸般の事情があるやないですか。我々もやりたくても、やりたくなかつても、議員の立場上、皆さん一生懸命やってあるじゃないですか。個々の理由を述べながら、そんなことができるというのが、今後、対馬市議会ので大丈夫ですか。そんなこと許可して。議長にそんな権限どこにあるんですか。

それは、主催している側として、気持ちはわからんでもないです。しかし、その委員会が解散か何かしたならまだわかります。まだ、途中じゃないですか。私だけかもしれないけども、その辺は皆さんがしっかり、皆さんで決めた委員会でありますから、不十分じゃないかなと思いますが、今後、対馬市議会の歴史に残っていいんですか、そういうことは。

特別委員会だからいい、常任委員会だからできない、そこそこ皆さん理解しての行動なんでし

ょうけども、私は議会として、その辺は少し考えるべきじゃないかなと思っておりますが、再度、納得いく説明をしてください。

○議長（堀江 政武君） 局長と相談をいたしまして、話をしましたら、これは議長の権限内で、やってよろしいということでしたので、そういうふうにしました。10番、波田政和議員。

○議員（10番 波田 政和君） わかりました。だから、冒頭にも申しますように、議長の権限でやったちゅうことですね。

○議長（堀江 政武君） そうです。

○議員（10番 波田 政和君） 議長というのは、一身上の都合やろうが、議員さんの日々の生活に及ぶことはないかもしれませんが、いろんな悩みとか、なぜ、そうなったとか、いろいろ聞いて一つの団体として、統括していくのが議長の努めじゃないんですか。あなたの話であったら、一身上の都合という話になるやないですか。一身上の都合というのは、議会人としてどういう心情があるかわかりませんが、私もその中身におるから、大体の話は察するとしても、私は本体が委員会そのものが閉じたわけではございませんので、そういう勝手な話して、今後、やってもいいということをあなたが判断したって捉えていいんですね。それなら、一身上の都合なら、そこだけ明確にしとってください。

○議長（堀江 政武君） はい。そういう権限があるということで、私はしましたけど、委員長であれば委員会の中で話し合いができると、私もその話はしましたけど、そうしたら、これは特別委員会なので、議長でいいんですということでしたのでそうしました。

○議員（10番 波田 政和君） すみません。もう一つだけ。わかりました。それならそれでいいですけど、局長、それでいいという根拠を出してくれんですか。何かあるんでしょ。

○事務局長（神宮 満也君） あります。

○議員（10番 波田 政和君） それをあとでいいですから、出してください。いいです。

以上でいいです。

○議長（堀江 政武君） よろしいですか。あとでいいですか。

○議員（10番 波田 政和君） あとでいいです。

○事務局長（神宮 満也君） 会議規則の中に規定をされております。

○議長（堀江 政武君） 御理解できたでしょうか、それで。

○議員（10番 波田 政和君） しませんよ、理解は。

○議長（堀江 政武君） しませんも、それも、今、私が答弁したとおりになっておりますので、私もそれに沿ってただけであります。

○議員（10番 波田 政和君） だから、しませんけども。

○議長（堀江 政武君） ちょっと、発言されるときは、手を挙げて立ってしてくれませんか。

10番、波田政和議員。

○議員（10番 波田 政和君） もう、数も来ましたので、わかりました。そしたら、会議規則にのっとってやったということですね。はい、はい。了解です。

以上でいいですよ。

○議長（堀江 政武君） ただいまから、議事日程第5号により本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 議案第66号

### 日程第2. 議案第73号

○議長（堀江 政武君） 日程第1、議案第66号、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第4号）及び日程第2、議案第73号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

議案第66号は、各常任委員会に分割付託、議案第73号は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成28年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました議案第66号、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第4号）、歳入は所管委員会にかかる歳入。歳出は2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、13款諸支出金について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、9月7日、豊玉庁舎3階、第1会議室において、全委員出席のもと担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

本委員会にかかる歳入は、10款地方交付税で普通交付税の追加、14款国庫支出金で離島活性化交付金の追加、17款寄附金で指定寄附金の追加、18款繰入金で財政調整基金繰入金及び合併振興基金繰入金の追加。19款繰越金で前年度剰余金の追加、21款市債で陸上競技場改修事業債及び臨時財政対策債の減が主な補正であります。

歳出は2款総務費で、ふるさと納税返礼システム事業、なりわいづくりプランナー事業、教育コーディネーター事業、コミュニティ助成事業補助金の計上。9款消防費で防災行政無線改修工事の計上、10款教育費で特別支援教育にかかる小中学校改修事業の計上、峰総合運動公園陸上競技場改修工事の減、同競技場の備品購入費の追加、13款諸支出金で旅客定期航路事業特別会計繰出金の追加が主な補正であります。

審査の中で、「比田勝認定こども園の駐車場について、足りないのではないか」という意見に対し、「教育委員会として、現地調査をした上で駐車場確保に向けて検討している状況」との説

明がありました。

来年の4月から保育所も一緒になり、名実ともに認定こども園になります。保護者をはじめ関係機関の皆様が納得いく形で安全確保に努められるよう望みます。

なお、消防本部から過日、当委員会が求めておりました豆殻分遣所の運用開始と対馬病院の開院による救急出場分析結果の説明を受けました。

以上、本委員会に付託されました議案第66号、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 厚生常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

審査の経過、平成28年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は議案第66号の1議案であります。その審査の経過と結果を同規則110条の規定により、次のとおり報告をいたします。

議案第66号、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第4号）の本委員会にかかる歳入は、14款国庫支出金において、広域保育入所にかかる施設型給付費負担金の追加、15款県支出金において小規模多機能ホーム城下のスプリンクラー整備支援事業に伴う地域介護・福祉空間整備等補助金の計上、内示額の変更に伴う海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の追加、18款繰入金において、平成28年4月1日付で譲渡した特別養護老人ホーム浅茅の丘の市債の繰上償還金の未計上分に充当するための財政調整基金繰入金の追加などが主なものであります。

歳出については、3款民生費では、社会福祉費で平成28年10月から導入されるこども福祉医療費の現物給付にかかる国保連合会や社会保険診療報酬支払基金に支払う審査手数料の追加、国民健康保険特別会計繰出金の追加、平成28年10月15日から18日にかけて開催される第29回全国健康福祉祭ねりんピック長崎大会にかかるスポーツ大会及び芸能関係部門の参加者への旅費等補助金や職員引率旅費の追加、小規模多機能ホーム城下のスプリンクラー設置にかかる地域介護・福祉空間整備等補助金の計上が主なものであります。

なお、介護関連施設等のスプリンクラー整備事業については、平成25年12月の消防法施行令の改正により、スプリンクラー未設置の既存施設は、平成30年3月までの設置を義務づけられたことに伴い、県の10割補助で実施するもので、現在、市内の特別養護老人ホームについては、全て設置済であります。

児童福祉費では、市内3保育所の施設整備の急を要する修理にかかる修繕料や広域保育所運営

費負担金の追加などが主なものであります。委員から「各保育所の施設の修繕について、どのような優先づけを行っているのか」など、質問がありましたが、緊急性、危険性、費用等を含め総合的に判断し、順位づけを行い実施しているとのことで回答がありました。

次に、4款衛生費では、保健衛生費で診療所特別会計繰出金の追加、清掃費では海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の内示額変更に伴う、海岸漂着物回収・運搬・処分委託料の追加が今回の補正であります。

以上、本委員会に付託されました議案第66号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 皆さん、おはようございます。

産業建設常任委員会、審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

審査の経過、平成28年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第66号、議案第73号の2議案であります。

その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告をいたします。

議案第66号、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第4号）の本委員会にかかる歳入では、14款国庫支出金において、農業費補助金の情報通信技術活用事業費補助金は、獣害から獣財プロジェクト事業費で定額補助であります。

次に、水産業費補助金の減は漁港整備事業費の組みかえによるものであります。道路橋りょう費補助金の主な減額理由は、市道久田日掛線、堂坂線など、市道6路線の道路改良及び小綱銘線、上対馬病院線など、5路線の法面災害防除工事並びに橋りょう長寿命化整備事業の減額に伴う社会資本整備総合交付金事業の交付決定額の減によるものであります。

15款県支出金において、農業費補助金の構造改善加速化事業補助金と産地パワーアップ事業補助金であります。

水産業費補助金の主なものは、漁場整備事業補助金の追加で、瀬、豆碓地区の漁礁整備にかかる国の追加内示によるものです。漁業等近代化対策事業補助金の追加は、新水産業収益性向上・活性化支援事業の増によるものであります。

次に、21款市債は、国庫補助金の交付決定額の減額によるものが、今回補正減額の主な理由であります。

続きまして、歳出については、6款農林水産業費では、産地パワーアップ事業補助金の追加は、そばコンバイン購入に対する補助金で、国が50%、市が20%を補助するものであります。

次に、構造改善加速化支援事業補助金は、対馬農協が購入する畜産運搬トラックに対する補助金で、県が3分の1、市が20%を補助するものであります。

7款商工費では、高規格テント3張分の備品購入費の追加で、キャンプイベントの開催及びキャンプ施設の充実を図ろうとするものであります。

8款土木費では、歳入同様に社会資本整備総合交付金事業の交付決定に伴う、市道改良事業及び災害防除事業9路線分の減額が主な補正であります。

次に、議案第73号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例につきましては、近年、国内外を問わずアウトドア志向が高まる中、キャンプ愛好家が増えており、利用者の満足感、利便性の向上を図るために高規格テントを導入することに伴う所要の改正を行うものとの説明を受けました。

改正の内容といたしましては、神話の里自然公園に高規格キャンプテント3張を導入し、その使用料を1日5,000円とするものです。

また、ほかのキャンプ場にも同様の計画がある旨の説明を受けました。

以上、本委員会に付託されました、議案第66号、議案第73号の2議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、2件について、一括して討論、採決を行います。

議案第66号、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第4号）、議案第73号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例の2件について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

2件に対する各委員長の審査報告は、いずれも可決であります。2件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。2件は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 請願第1号



○議長（堀江 政武君） 日程第3、請願第1号、海岸漂着物対策にかかる財政支援措置の堅持を求める請願書を議題とします。

本件は、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

請願第1号、海岸漂着物対策にかかる財政支援措置の堅持を求める請願書。審査の経過、平成28年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました請願第1号、海岸漂着物対策にかかる財政支援措置の堅持を求める請願書について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

本市における海岸漂着物処理については、海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、補助率10分の10の全額国費により賄われておりましたが、平成27年度の海岸漂着物等地域対策推進事業では、漂流・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が5%引き下げされ、さらに平成28年度以降は、その補助率が10%に引き下げられました。

本請願は海岸漂着物の効率的な処理に関し、必要な財政支援措置の拡充を図るため、海岸漂着物等地域対策推進事業についても、従前の補助率、10分の10に戻し、全額国費による対応とするよう求めるもので、請願の趣旨は十分に理解できるものであり、内容も妥当であるとして、委員から反対の意見はありませんでした。

審査の結果、請願第1号は賛成多数により採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。これから、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。請願第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第4. 議案第80号

○議長（堀江 政武君） 日程第4、議案第80号、財産取得契約の締結についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

消防長、永留弘和君。

○消防長（永留 弘和君） ただいま議題となりました、議案第80号、財産取得契約の締結について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。

参考資料を2ページに添付しておりますので、御参照願います。

本案は、現在、消防本部が導入、運用しております高規格救急自動車の取得契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る、8月30日に3者によりまず指名競争入札を執行いたしました。

1者の辞退があり、参加2者によりまず入札の結果、最低入札者である長崎県長崎市五島町4番19号、西九州トヨタ自動車株式会社長崎支店、支店長元山繁氏が3,120万円で落札しましたので、これに消費税相当額を加算した3,369万6,000円で、9月5日、同氏を相手方とした財産取得仮契約を締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

このたび購入いたします高規格救急自動車は、現在、美津島出張所で運用しております平成13年度に導入いたしました高規格救急自動車の更新車両でございます。全国に問わず、対馬市におきましても救急需要の増加に伴う、出場回数も増加しております。

市民の救急に対する期待は、今まで以上に増しており、安心と安全に答えるために、最新の高規格救急自動車を購入するものでございます。

大変簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議案第80号について、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第81号

○議長（堀江 政武君） 日程第5、議案第81号、和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） ただいま議題となりました議案第81号、和解についての提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いします。

本裁判は、平成27年3月4日付でアジア港運株式会社より市を相手とする訴えがあったものでございます。

事件の概要といたしましては、長崎県から権限委譲を受け、本市が管理している厳原港管理事務所において、係留施設使用許可申請書の受付態勢に不備があったため、原告が不利益を受けたのは不当であるとして、本市に対し、損害賠償及び慰謝料として100万円の支払いを求めたものでございます。

これより、双方の主張に対する認否のやりとりを行いながら争ってまいりましたが、長崎地方裁判所厳原支部の裁判官より、これまでの双方の主張、立証を踏まえた上で紛争の早期かつ円満解決の見地から、和解案が提出され、この和解案をめぐる、双方の意見を裁判官が調整した結果、議案書の4に明示しております、和解の内容で双方が承諾した最終の和解条項案が平成28年8月30日付で、同裁判所より送付されましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） この和解内容についてなんですが、和解の内容について、全員協議会では、要旨というものが配られましたが、要旨では、和解の詳しい内容がわからないという

こともありますし、これは心配が過ぎるのかもしれませんが、要旨というものは市役所のほうがつくったものでありますから、不都合なところが隠されているということがあるかもしれません。あるとは言ってません。

その中で、和解案の2のところが気にかかります。まず、和解案の2を読ませていただきます。

ここに最終的には、厳原港において原告と被告は、過去、原本を提出しないファックスによる係留施設使用許可申請を認めたことや、係留施設使用許可申請書のファックス送受信日時を係留施設使用許可申請の受付日時とする取り扱いを行ったことは、誤りであったことを確認の上、今後、係留施設使用許可申請書をファックスで送信した場合でも、その後に同申請書の原本を提出し、受け付けられた日時が係留施設使用許可申請の受付日時とすべきことを相互に確認するという和解内容になっております。

これについてですが、この係留申請の受理について、博多港や下関港にもどのような取り扱いをしているかお聞きしました。この大きな国際港でさえ、ファックスでの受付かつ原本は不要だということでありました。

対馬市、しかも厳原港のみ入港実態にそぐわない原本主義を貫く、合理的理由の説明を求めます。あわせて、厳原港と市内他の港湾の係留申請が異なるというダブルスタンダード、二重基準でなくてはならない合理的理由の説明を求めます。

先日の議員全員協議会においては、次のような答弁がありました。

厳原港の係留量が他の港湾に比較し、極端に多いことから、他の港湾の利用促進を図る観点から厳原港は原本主義、ほかの港湾は申請を簡素化している旨の答弁でありました。

この答弁には合理性がないと思われます。まず、厳原港の係留量が突出しているのは、係留量が高い九州郵船や対州海運、壱岐対馬フェリーとフェリーが毎日入港するから当然です。しかし、その申請は、申請内容が変わらないため、複写した申請書に日付を記入するだけであり、事務作業の負担はありません。

また、フェリー以外の船舶入港が他の港湾より極めて多いとも言えません。それほど、極端だとは言えません。さらに、対馬市は、国内外とも物流の増加推進を掲げているにもかかわらず、市外他の港湾より厳格な申請とすることは、厳原港の利用促進に悪影響を及ぼすことは明らかです。

また、わざわざ同申請を二重基準とする合理性もありません。和解条項2でうたっているように、原本主義をこれからも貫いていくと、この和解内容を認めるとそういうことになります。議会もそれでいいという判断をすることになります。比田勝市長が掲げる比田勝港の開港を目指し、貿易の促進を図る厳原港も開港をそのまま続けて貿易を図っていきたいというような答弁が、6月の私の一般質問のときにもありました。

それと逆行するようなことであると思います。まず、この申請が二重基準である理由、それから厳原港だけが原本主義でなければならない合理的理由の説明を求めます。

○議長（堀江 政武君） 建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） まず、厳原港において原本提出でしているということなんですけども、平成20年度まではファックスでの申請も認めておりましたが、その間、いろいろ問題がありまして、件数も多く問題があったため、平成21年度から原本提出にするように関係機関と協議調整をした結果、そういうふうになったところでございます。

それと、厳原港は、原本ですけども、ほかのところはファックスということでございますが、ファックスでよそのところは別に問題もなく行っておりまして、利用の促進の観点からほかのところはファックスでして、利用件数の多い厳原港は問題があったために、一応、原本を提出させているような格好にしております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議長、今の答弁は全然答弁になっていないので、これからする質問はまだ2回目じゃないですよ、1回目です。きちっと私が言う合理的、その理由のなっていないですから。皆さんもそう思うでしょ。合理的理由じゃないですよ全く、合理的理由の答弁を私は求めています。

先ほど、この中にも質問の中でも申し上げましたけれども、今の部長の答弁であれば、厳原港の利用促進を図らなくていいということになります。ほかのところの利用促進ばかり図るために、その事務手続を軽減するんだということになりますよね。それでいいんでしょうか。

他の機関との調整を図ってやったということですが、では、なぜ、そのときに厳原港だけ厳格にしなければならないんだと。ほかの下関であっても、博多であっても電話して聞きましたが、そういう手続はとってません。なぜ、厳原だけそういうことをしなければならないのかということとを、その協議した機関に問わなかったんでしょうか。そうすることで、利用促進が逆に抑制されるんじゃないんですか。どうでしょうか、全然答弁になってませんから、これ1回目の答弁です。どうぞ。

○議長（堀江 政武君） 建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） 厳原港の利用促進を図らないというわけでないんですけど、厳原港では、過去ファックスでの申請のときに、いろんなトラブルが多くございましたので関係機関と調整した結果、原本を提出するように県とか、海上保安部とかと協議した結果そういうふうにしております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 1回目の答弁と全然変わらないじゃないですか。答弁になってな

いですよ。じゃあ、原本主義にすれば、その問題があったことは起こらないんですか。一番心配されているのは、テロとかそういうのが起きてきているから厳格にしていかなきゃいけないというのわかります。

しかし、これを原本を提出することでそういう危険性が下がるんですか。ほかにやり方があるんじゃないですか、ここにこだわる必要は全くないんじゃないですか。これ、和解が成立したからいいじゃないかということが全協でもありました。そうじゃないんです。この和解を認めることで、今の市役所としては都合がいい和解かもしれません。しかし、今後、貿易を進めていくとか、そういうことをやっていく対馬市としては、不利益を被るかもしれない。そういうところまで審査するのが議会じゃないんですか。全然、合理的な答弁になってません。合理性のある答弁をお願いします。大体、市役所で同じ申請を2つの基準でやるということ自体、相当な理由がない限りおかしいでしょう。違いますか。同じ申請をするのに、どこはこれでいい、あそこはこうしなきゃいけない、合理性がないでしょう。納得のいく答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） 厳原港以外の港湾と事務処理が違うことにつきましては、本裁判の中でも争点となりました。市の反論として。（「大きい声で言ってください」と呼ぶ者あり）市の反論といたしまして、利用状況において、大きな差があり、2番目に多い比田勝港の約6倍以上の取り扱い上の差がっております。その分でありますので、厳原港とほかの港湾との事務手続の違いに合理性があると反論をしております。このことについて、和解条項案の中には何も触れておりませんので、このような市の取り扱いについても、裁判官には御理解いただいていると考えております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今、裁判官がそういうふうにするというだけであって、裁判官がそれを認めたわけではありませんよね。百歩譲って、それを裁判官が認めたとしましょう。しかし、実態にそぐわない和解内容であれば、裁判起訴が書かれたこの内容自体どうなんだろうということを審議するのも議会の仕事です。誰が正しいかじゃなくて、何が正しいかをやるのが議会です。

今までの答弁は全く、その答弁になってないです。合理性なんてないじゃないですか。事務手続を簡素化するための一つの、なぜ、しなきゃいけないかという理由に係留量が多いからっていうのを出してこられましたけど、係留量が多くても、さっき言ったように簡単な日付を入れるだけの作業が何でそんな事務作業が多いんですか。それよりも、韓国からボートが入って来たり、ヨットが入って来たり、そのほうが新たにどれぐらいの長さのものなのか、誰が申請してきたのか、そういうことを見るほうがもっと事務手続としては要ります。

当然、この大きな船が毎日入港してくるわけですから、係留量は上がるでしょう。係留量が多いからって言って事務作業が比例するとは限らないじゃないですか。全然、合理性ないです。もう水かけ論のようですから、これを認めてしまえば全協の中で和解が成立してるからいいじゃないか。一般質問でもすればいいじゃないかという意見もありました。

しかし、それでは、一旦認めたものを一般質問でひっくり返すようなことになっちゃいます。言いたくなかったですけど、この前の一般質問の中でも教育予算のことについて認めてしまったから、もう言っちゃいけないことかもしれないですけど、博物館の予算があれば十分できることです。しかし、もう、私は議員としてそれを認めてしまったから、そういうことを言っちゃいけないって言うじゃないですか。今回もそうです。ここで、原本主義でいいということ認めてしまえば、一般質問のときに何であるときにきちっと言わなかったんだということになっちゃうんです。

だから、私はここにこだわっているんです。全然合理的な理由でないということを申し上げて、もう水かけ論ですから、それ以上の理由は言えないんでしょうから、質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） ほかに、3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 今の問題なんですけど、私はこのことで市役所に何回も通って、課長とずっと話をしたんですが、今までファックスで認めとったんで、裁判になってからファックスで認めないということ言い出したらしいんですけど、私は何回も通って、やっと電話一本ではだめだから、ファックスをつけてくださいということで何回も、何回も言ってやっとファックスをつけてもらった。

ファックスが済んでしまったら、ファックスをつけましたって言って終わったら、今度は原本じゃないと認めませんと言い出したんですよ、市役所のほうが。これはどういうことなんですか。ファックスで認めないなら、今までどおり、ファックスはもう1回線、私が何回言ったところで、つけなくてよかったんじゃないですか。私はそう思いますよ。韓国から入って来る船が原本を出せますか。どういうことなんですか。それで、私はこの問題は恥ずかしい問題やって思います。全然、市に落ち度がなかったなら、こんな裁判にはなってないんです。全部、漁協に委託してるでしょう、これを、それで、市はかかってないじゃないですかあんまり。だから、こんな問題が起こるんです。

ファックスを流した、あのときの問題を皆さんがわかってないと思うんですけど、平成23年のときは、管理事務所の不備なんですよ、これは、今までファックスを認めよったから、原告はファックス流したんです。ところが、船が入って九州郵船が出てしまった。じゃあ、管理事務所のはうは電話を転送にして出かけてるんですよ、ずっと。お昼ぐらいにまた船が入って来るころに帰って来る。また、船が出たら出かける。そういうことをしてたんです。だから、幾らファッ

クスを流しても転送にしてるから流れなかったのが今後の事件なんです。

だから、市のほうとしても、こういう落ち度がないように、これから市民から比田勝尚喜被告になってるじゃないですか。こんなことがないように、しないといけないんです。恥ずかしいじゃないですか。大体、担当の課長は、原告側も早くから謝ってもらえばこれで収めますよということだったんです。

ところが、課長としては、絶対謝りません。私は本人まで一緒に連れて行って謝ってくれば早く済んだことなんです、これは。市としては、一切謝ることはありません。謝りません。あくまでも言いましたよ。だから、そういうことを何もなかったら、裁判にならないじゃないですか、大体。もうちょっと市も管理をしないとだめです。漁協に任せたままじゃないですか、何でも。そして、入られたら市が出て、比田勝尚喜被告、恥ずかしいことじゃないですか。市民と裁判をしてから、だから、今までファックスを認めて、私が行って回線を入れてもらったんですから、ファックスも認めるようにせんと、合理的にしないとだめだと思います私は。そして、幾ら和解をしても、比田勝市長が一言、市民に対して今度の事件はすみませんでしたということ言うべきだと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） ファックスの受付は、平成20年度までしかしておりません。

21年からは、全て原本の受付にしております。あくまでファックス、電話では予約として受付しているだけでございまして、普通、電話で空き岸壁を確認しまして、そして、その岸壁の位置を申請書に記入して原本を持ってくる、そのような手続を今までも行ってますし、ほかの利用者も全部そのように行ってわかっていると思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 27年まで、ファックスで認めているんです。だから、それは認めてあったんですよ、27年までファックスで。何で、今になって原本ですか。それと、もう一つ言わせてもらうのは、普通の船は九州郵船とかは全部書類を管理事務所に預けてあるんです。そして、ただ印鑑を押すだけになっているんです。

だから、そういうことまでしてるんです。中を喋れば、管理事務所のずさんさが出てくるんです。でも、私たちは、もう、今のところいっぱいわかってますけど、黙ってますけど、原本主義じゃなくてファックスも認めるようにせんと、もう、何のためにもう1回線ファックスをつけたんですか。もうちょっと考えてください。市民と裁判をするようなことはやめてくださいよ、市が。

以上です。



○議長（堀江 政武君） 建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） 今のところ、原本受付にしておりますけれども、今後の将来的な話としまして、貿易船の増加等、状況に変化があった場合とか、そういうときには、一応、事務の簡素化を考慮しながら港湾利用者の皆さんの意見とか、要望とかを聞きながら、そして関係機関と協議調整しながら、その辺については進めていきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議案第81号について、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件の採決は、起立によって行います。

議案第81号、和解については原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（堀江 政武君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

産業建設常任委員会で審査中の平成27年発議第4号、対馬市伝統的町並み保存条例について及び決算審査特別委員会3常任委員会において、審査中の事件であります認定第1号、平成27年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第10号、平成27年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの10件について、配付のとおり継続審査の申出書の提出がっております。

お諮りします。各委員長から、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。11件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。しばらくお待ちください。

午前10時59分休憩

午前11時01分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。ただいま、船越洋一君ほかから、発議第6号、海岸漂着物対策にかかる財政支援措置の堅持を求める意見書が提出をされました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第1. 発議第6号

○議長（堀江 政武君） 追加日程第1、発議第6号、海岸漂着物対策にかかる財政支援措置の堅持を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） ただいま、議案となりました発議第6号について、提案趣旨を説明をいたします。

発議第6号、平成28年9月16日対馬市議会議長、堀江政武様、提出者、対馬市議会議員船越洋一。賛成者、対馬市議会議員黒田昭雄、同じく、春田新一。海岸漂着物対策にかかる財政支援措置の堅持を求める意見書。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは、意見書を読み上げて、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

海岸漂着物対策にかかる財政支援措置の堅持を求める意見書。対馬市における海岸漂着物処理については、海岸漂着物処理推進法第29条に規定する、離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行うに基づき、補助率10分の10の全額国費により賄われておりましたが、平成27年度の海岸漂着物等地域対策推進事業では漂流・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が5%引き下げられた。

さらに、平成28年度以降は、その補助率が10%に引き下げられた。対馬市は、国境離島という地理的な条件から、周辺の国又は地域から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。

このような状況を鑑み、対馬市においては、海岸漂着物等地域推進事業により、多額の経費を余儀なくされているところであり、ひいては海岸漂着ごみ対策事業の停滞につながりかねない。

したがって、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費により対応していただくよう要望する。  
記、海岸漂着物対策事業について、国の補助率を10分の10に復元し、制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月16日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、環境大臣様。

以上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。発議第6号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。発議第6号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において、整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

---

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますのでこれを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 閉会に当たりまして、お礼と御報告を申し上げます。

本定例会におきましては、9月6日から11日間にわたり慎重に御審議いただき、提案申し上げました平成28年度対馬市一般会計補正予算（第4号）、4つの特別会計補正予算並びに水道事業会計補正予算、条例の一部改正等の議案につきまして、御決定を賜わり衷心より厚く御礼を

申し上げます。

本日、御決定いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、対処してまいりたいと存じます。また、本定例会の本会議や各常任委員会での審査におきまして、議員皆様方からちょうだいした、御意見等につきましては、今後の行政施策への検討課題として捉え、機会あるごとに情報の発信と共有に努めてまいる所存でございます。

さらに、閉会中の決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託されます、平成27年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定をはじめとする認定議案につきましても、慎重審査のほどよろしくお願い申し上げます。

終わりに、2点御報告申し上げます。

まず、今月、4日に発生いたしました韓国人登山者の遭難事件に関する報告でございます。

概要につきましては、先日、配付した資料のとおりでございますが、その搜索は通報の翌日から3日間、陸上自衛隊対馬警備隊をはじめ、対馬南警察署、消防などの各関係機関から総勢、延べ750人を動員し、丘から、空からの活動が功を奏し、無事、遭難者を救出できたことは、日本のみならず、韓国国内においても大きく報道をされております。

同月、8日、救出活動のお礼に市役所を訪れた韓国総領事館パク室長の言葉を皆様へ紹介したいと思います。

たった一人の韓国人旅行者の搜索のために、自衛隊、警察、消防に加え、ボランティアの消防団員の皆様の連携のとれた搜索活動を目の当たりにしたとき、大変な感動を覚えましたと。厚くお礼の言葉を述べられました。

この言葉は、人命最優先とする我々日本人の価値観と使命感に燃える搜索関係者皆様の活動によるもので、改めて同じ日本人であることを大変誇らしく思いました。

事故の検証と今後の登山ツアーのあり方に対する指導をお願いし、あわせて、未だ未解決であります仏像返還に対し、御尽力いただくよう要請も行いました。

次に、朝鮮通信使のユネスコ記憶遺産登録を目指し、本年3月に登録申請を提出したことは、第1回定例会の折、行政報告申し上げたところでございますが、来る11月13日から20日までの期間、NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会と財団法人釜山文化財団の主催により、フランス、パリで開催されますPR事業に構成団体の代表として参加いたします。

その間、記憶遺産登録を確実なものとするため、朝鮮通信使の世界史的重要性、希少性をしっかりと訴えてまいります。

最後に、議員皆様方の御健康と御活躍を御祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） 閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

平成28年の第3回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議をしていただき、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。

議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心から御礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に活かされることを期待いたします。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と御多幸を記念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。

平成28年第3回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時14分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 堀江 政武

署名議員 小田 昭人

署名議員 長 信義

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員